

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和7年7月31日（木）午前8時58分～午前10時5分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、総務部危機 管理担当部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉 部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市 整備部長、都市整備部建設管理担当部長、議会事務局長、教育 部長、教育部学校教育担当部長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和7年第3回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方 針、残された問 題点、保留事項 等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：令和7年第3回市議会定例会の招集期日は9月2日（火）であ る。
審議経過 （主な意見等を 原則として発言 順に記載し、同 一内容は一つに まとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和7年第3回市議会定例会提出議案について (1) 令和6年度武蔵村山市一般会計歳入歳出決算認定について （企画財政部長説明） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規 定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は37,748,580,581円、歳出決算額は 36,300,808,398円、歳入歳出差引残額は1,44 7,772,183円、翌年度へ繰り越すべき財源は66,23 0,000円、実質収支額は1,381,542,183円であ る。 （結 論） 提出議案として決定する。 (2) 令和6年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について （市民部長説明） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規 定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は7,918,704,533円、歳出決算額は7, 720,499,535円、歳入歳出差引残額は198,204, 998円、翌年度へ繰り越すべき財源は0円、実質収支額は19 8,204,998円である。

	(結 論) 提出議案として決定する。 (3) 令和６年度武蔵村山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (高齢・障害担当部長説明) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は６，１９４，８１４，３４２円、歳出決算額は６，１１５，６４３，６３６円、歳入歳出差引残額は７９，１７０，７０６円、翌年度へ繰り越すべき財源は０円、実質収支額は７９，１７０，７０６円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (4) 令和６年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について (都市整備部長説明) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は１，６５２，４０８，１４５円、歳出決算額は１，５９２，１７４，０６８円、歳入歳出差引残額は６０，２３４，０７７円、翌年度へ繰り越すべき財源は０円、実質収支額は６０，２３４，０７７円である。 (結 論) 提出議案として決定する。 (5) 令和６年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (市民部長説明) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。 歳入決算額は２，０６５，６６１，５１０円、歳出決算額は１，９８４，８９１，５７４円、歳入歳出差引残額は８０，７６９，９３６円、翌年度へ繰り越すべき財源は０円、実質収支額は８０，７６９，９３６円である。 (結 論) 提出議案として決定する。
--	--

(6) 令和6年度武蔵村山市下水道事業会計決算認定について
(建設管理担当部長説明)

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、議会の認定に付する必要があるので、本案を提出する。

下水道事業収益（収益的収支）は1,387,002,777円、下水道事業費用（収益的収支）は1,258,760,868円、収益的収支差引額は128,241,909円、資本的収入（資本的収支）は747,828,673円、資本的支出（資本的収支）は978,978,577円、資本的収支差引額は△231,149,904円である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 武蔵村山市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、妊娠、出産等又は介護についての申出があった場合における措置等並びに子育て部分休暇及び介護時間に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

一つ目は、本人又は配偶者等の妊娠、出産等の申出をした職員並びに3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度の周知及び意向確認を行うこと等について規定を設けるものである。

二つ目は、配偶者等を介護する必要の申出をした職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度の周知及び意向確認を行うこと等について規定を設けるものである。

三つ目は、子育て部分休暇及び介護時間について、勤務時間の始め又は終わりに限られた取得時間帯の制限を撤廃するものである。

施行期日については、令和7年10月1日からとする。

上記内容については、令和7年7月25日付で職員組合へ協議書を渡している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

	(総務部長説明) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）の一部改正等に伴い、部分休業の拡充に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出する。 部分休業について、現行の１日につき２時間を超えない範囲内で取得する場合に加え、１年につき１０日相当時間数を越えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部について取得できる場合を追加するとともに、勤務時間の始め又は終わりに限られた取得時間帯の制限を撤廃するものである。 施行期日については、令和７年１０月１日からとする。 上記内容については、令和７年７月２５日付で職員組合へ協議書を渡している。 (結 論) 提出議案として決定する。 (9) 武蔵村山市民総合センター設置条例の一部を改正する条例 (高齢・障害担当部長説明) 武蔵村山市民総合センター内の地域包括支援センターの利用時間について変更する必要があるので、本案を提出する。 地域包括支援センターの人材確保及び安定的な運営を図ることを目的とし、同センターの利用時間を変更するため、条例別表第１の地域包括支援センターの利用時間の欄について、「午前８時３０分から午後７時まで」を「午前８時３０分から午後５時１５分まで（木曜日は午後７時まで）」に改めるものである。 施行期日については、令和８年１月１日からとする。 (質 疑) ○ 指定管理施設の指定期間中の利用時間変更かと思うが、指定期間満了を待たずに利用時間の変更をする理由は何か。 ● 地域包括センターは他市と比べても利用時間が長く利用者が少ない。また、試行期間として１７時１５分までの利用時間に短縮しても苦情はなかったことなどが挙げられる。 ○ 施行期日を令和８年１月１日にしている理由は何か。 ● 市民への周知期間を設けるためである。 (結 論) 提出議案として決定する。 (10) 武蔵村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (子ども家庭部長説明)
--	--

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の一部改正に伴い、連携施設経過措置の延長等について改め、併せて規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

一つ目は、連携施設経過措置の延長（附則第５条）である。

特定地域型保育事業者は、保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を適切に確保しなければならないが、連携施設を確保しないことができることとする経過措置の期限を１０年間から１５年間に延長するものである。

二つ目は、保育内容支援に係る連携施設の見直し（第４２条）である。

保育内容支援の連携施設について、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業との連携が確保できれば、連携施設を確保しないことができることとするものである。

三つ目は、代替保育に係る連携施設の見直し（第４２条）である。

特定地域型保育事業者の職員の病気等により保育を提供することができない場合に、その特定地域型保育事業者に代わって保育を提供する「代替保育」の連携施設について、確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設を確保しないことができることとするものである。

四つ目は、その他規定の整備である。

施行期日については、公布の日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（子ども家庭部長説明）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号）等の一部改正に伴い、連携施設経過措置の延長等について改め、併せて規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

一つ目は、連携施設経過措置の延長（附則第３条）である。

家庭的保育事業者等は、保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携施設（保育所、幼稚園又は認定こども園）を適切に確保しなければ

ばならないが、連携施設を確保しないことができることとする経過措置の期限を１０年間から１５年間に延長するものである。

二つ目は、保育内容支援に係る連携施設の見直し（第７条）である。

保育内容支援の連携施設について、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業との連携が確保できれば、連携施設を確保しないことができることとするものである。

三つ目は、代替保育に係る連携施設の見直し（第７条）である。

家庭的保育事業所等の職員の病気等により保育を提供することができない場合に、その家庭的保育事業者等に代わって保育を提供する「代替保育」の連携施設について、確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設を確保しないことができることとするものである。

四つ目は、その他規定の整備である。

施行期日については、公布の日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター設置条例の一部を改正する条例

（高齢・障害担当部長説明）

武蔵村山市立緑が丘高齢者サービスセンター内の地域包括支援センターの利用時間について変更する必要があるので、本案を提出する。

地域包括支援センターの人材確保及び安定的な運営を図ることを目的とし、地域包括支援センターの利用時間を変更するため、第８条第２項中「午前８時３０分から午後７時まで」を「午前８時３０分から午後５時１５分（木曜日は午後７時）まで」に改めるものである。

施行期日については、令和８年１月１日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

（子ども家庭部長説明）

ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱（平成元年福児母第５００号）の一部改正に伴い、個人番号カードを用いたひとり親家

庭等医療費助成制度のオンライン資格確認を導入するため、規定を整備する必要があるので本案を提出する。

ひとり親家庭等医療費の助成に係る利便性の向上を図るため、デジタル庁が運営する自治体・医療機関等をつなぐPMH（オンライン資格確認自治体システム）による個人番号カードを用いたひとり親家庭等医療費助成制度のオンライン資格確認を導入することにより、医療機関等の窓口でマイナ保険証と同時に医療費助成の資格を確認できるようにするため、第7条第1項に個人番号カードの規定を加えるとともに、その他規定の整備を行うものである。

施行期日については、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日からとする。

（結 論）

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

（子ども家庭部長説明）

乳幼児医療費助成実施要綱（平成5年福児母第350号）等の一部改正に伴い、個人番号カードを用いた子どもの医療費助成制度のオンライン資格確認を導入するとともに、高校生等の医療費助成に係る本人申請の要件を緩和等するため、規定を整備する必要があるので本案を提出する。

一つ目は、子どもの医療費の助成に係る利便性の向上を図るため、デジタル庁が運営する自治体・医療機関等をつなぐPMH（オンライン資格確認自治体システム）による個人番号カードを用いた子どもの医療費助成制度のオンライン資格確認を導入することにより、医療機関等の窓口でマイナ保険証と同時に医療費助成の資格を確認できるようにするものである。

二つ目は、子どもの医療費助成のうち、高校生等について、本人の就労や婚姻等で親から別居し自立した生活を営んでいる等の場合には、当該児童を監護する者の有無に関わらず本人申請を可能とするものである。

一つ目の内容に関して、第6条第1項に個人番号カードの規定を加える。

二つ目の内容に関して、第2条第4項第3号中、高校生等本人を対象者としてすることが適当と認める場合を加える。

施行期日については、一つ目の内容に関しては、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日からとする。

	二つ目の内容に関しては、公布の日からとする。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(15) 武蔵村山市下水道条例の一部を改正する条例 (建設管理担当部長説明) 指定下水道工事店に係る規定を整備する必要があるので、本案を提出する。 令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって、排水設備等の復旧が遅れることになった。 これを踏まえて、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、武蔵村山市下水道条例第 5 条第 1 項を改正し、災害その他の非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができることとする規定を追加するものである。 施行期日については、公布の日からとする。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(16) 令和 7 年度武蔵村山市一般会計補正予算 (第 4 号) (企画財政部長説明) 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 8 条第 1 項の規定により、本案を提出する。 補正予算額は 8 億 4, 8 0 3 万 8 千円であり、補正後歳入歳出総額は 3 6 6 億 2, 0 2 8 万 6 千円である。 歳入概要としては、前年度繰越金や普通交付税、公共施設整備基金繰入金等である。 歳出概要としては、令和 6 年度決算確定に伴う財政調整基金積立金や庁舎建設基金積立金、防災食育センター維持管理経費等である。 (結 論) 提出議案として決定する。
	(17) 令和 7 年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) (高齢・障害担当部長説明)

	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、本案を提出する。 補正予算額は９，３４７万６千円であり、補正後歳入歳出総額は６３億６，１２５万２千円である。 歳入概要としては、前年度繰越金、事務費繰入金等の増額である。 歳出概要としては、一般会計繰出金、介護給付費等準備基金積立金等の増額である。 （結 論） 提出議案として決定する。
(18)	令和７年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） （市民部長説明） 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、本案を提出する。 補正予算額は７，９６６万８千円であり、補正後歳入歳出総額は２１億４，９８０万２千円である。 歳入概要としては、決算に伴う療養給付費繰入金及び事務費繰入金の減、決算に伴う保険料軽減措置繰入金及び前年度繰越金の増である。 歳出概要としては、決算に伴う療養給付費負担金及び広域連合事務費負担金の減、決算に伴う保険料軽減策負担金、保険料等負担金及び一般会計繰出金の増である。 （結 論） 提出議案として決定する。
(19)	令和７年度武蔵村山市下水道事業会計補正予算（第２号） （建設管理担当部長説明） 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、本案を提出する。 収益的収入は補正予算額３５５万７千円であり、補正後予算額は１３億９，６９２万５千円である。 歳入概要としては、決算確定による営業収益の他会計負担金の増である。 収益的支出は補正予算額１，６８０万円であり、補正後予算額は１５億１，０３６万７千円である。 歳出概要としては、営業費用管渠費の委託料の増である。 資本的収入は補正予算額△３５０万円であり、補正後予算額は

24億7,711万円である。

歳入概要としては建設改良費の委託料の減に伴う公共下水道債の減である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 書かない窓口用パーソナルコンピュータ等の買入れについて
(総務部長説明)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年村山町条例第1号)第3条の規定により、議会の議決に付する必要があるので、本案を提出する。

概算額は21,735千円である。

書かない窓口化に向けて使用する端末等を買入れるものである。

買入れ台数はノート型パソコン31台、パソコン関連ソフトウェア及び周辺機器31台分、タッチディスプレイ32台、本人確認書類読取装置50台及びプリンタ3台である。

納期限は令和7年11月10日である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(21) 市道路線の認定について
(建設管理担当部長説明)

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、路線を認定するので、同条第2項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴う寄附の申出があり、市道路線として認定するのである。

路線名は一般市道D第263号線である。起点は武蔵村山市残堀五丁目105番地先であり、終点は武蔵村山市残堀五丁目120番地先である。幅員は5.00m、延長は75.82mである。

場所は、武蔵村山市第五中学校の西側であり、道路を挟んで、15区画程度の開発が行われる。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会委員の任命について
(企画財政部長説明)

	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、本案を提出する。 武蔵村山市教育委員会の委員が、令和 7 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を任命するものである。 教育委員会委員の任期は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで（任期 4 年）である。 なお、教育委員会委員比留間雅和氏の任期満了によるものである。 （結 論） 提出議案として決定する。 (2) 固定資産評価審査委員会委員の選任について （企画財政部長説明） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、本案を提出する。 武蔵村山市固定資産評価審査委員会の委員が、令和 7 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。 固定資産評価審査委員会委員の任期は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで（任期 3 年）である。 なお、固定資産評価審査委員会委員阿部和功氏の任期満了によるものである。 （結 論） 提出議案として決定する。 (3) 固定資産評価審査委員会委員の選任について （企画財政部長説明） 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、本案を提出する。 武蔵村山市固定資産評価審査委員会の委員が、令和 7 年 9 月 30 日付で任期満了となるので、後任の委員を選任するものである。 固定資産評価審査委員会委員の任期は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで（任期 3 年）である。 なお、固定資産評価審査委員会委員高橋治氏の任期満了によるものである。 （結 論） 提出議案として決定する。 【報告事項】 (1) 継続費精算報告書について（一般会計）
--	--

	(企画財政部長説明) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４５条第２項の規定により、報告する。 令和６年度に終了した継続費について、継続費精算報告書を調製し、これを議会に報告するものである。 一つ目は福社会館屋上防水等改修事業についてである。令和５年度は年割額２１，３００，０００円であり、支出済額は０円である。令和６年度は年割額１０，６００，０００円であり、支出済額は１７，６００，０００円である。合計で年割額は３１，９００，０００円であり、支出済額は１７，６００，０００円である。 二つ目は（仮称）防災食育センター施設整備事業についてである。令和４年度は年割額３１０，５４７，０００円であり、支出済額は３００，１８６，１２０円である。令和５年度は年割額６３１，３２７，０００円であり、支出済額は２６７，５６４，０００円である。令和６年度は年割額３，２６６，９４１，０００円であり、支出済額は３，５４６，０４５，３３５円である。合計で年割額は４，２０８，８１５，０００円であり、支出済額は４，１１３，７９５，４５５円である。 (結 論) 報告事項として決定する。 (2) 継続費精算報告書について（下水道事業会計） (建設管理担当部長説明) 地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１８条の２第２項の規定により、報告する。 令和６年度に終了した継続費について、継続費精算報告書を調製し、これを議会に報告するものである。 新青梅街道拡幅に伴う管きょ改良工事第３工区（その２）について、令和５年度は年割額９１，５７０，０００円であり、支出済額は０円である。 令和６年度は年割額７８，４３０，０００円であり、支出済額は１３３，９７４，５００円である。 合計で年割額は１７０，０００，０００円であり、支出済額は１３３，９７４，５００円である。 (結 論) 報告事項として決定する。 (3) 令和６年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率につ
--	---

	いて (企画財政部長説明) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第 9４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、報告す る。 令和６年度武蔵村山市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結 実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業 会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告するものであ る。 (結 論) 報告事項として決定する。 議題２ その他 令和７年第３回市議会定例会の招集期日は９月２日（火）である。
--	--

会議録の開示 ・非開示の別	☒開 示 ☐一部開示（根拠法令等：) ☐非 開 示（根拠法令等：)
-----------------------------	--

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：３７３）
--------------	----------------------------

（日本産業規格Ａ列４番）